

航空法施行規則の一部を改正する省令案について

令和 4 年 2 月
国土交通省航空局
安全部航空機安全課

1. 背景

航空機の型式証明等の審査における騒音の基準については、原則として国際民間航空条約（昭和 28 年条約第 21 号）附属書第 16（以下「条約附属書」という。）に準拠して、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 10 条第 4 項第 2 号の規定に基づき、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）第 14 条第 2 項及び同附属書第 2 に規定されている。

平成 26 年に国際民間航空機関において採択された条約附属書の改訂により新たな騒音基準が導入されたが、我が国法令への反映を行っていなかったところ。一方、近年欧米当局において当該基準を用いた型式証明の審査が開始されていること等を踏まえ、当該基準を導入するため、規則等の改正を行う。

2. 改正概要

① 新たな騒音基準の導入

回転翼の軸の機軸に対する角度を変更することができる機構を有する回転翼航空機について、条約附属書第 1 巻第 13 章の規定を適用させるため、当該規定を規則附属書第 2 に導入するための改正を行う。

② その他所要の改正

①を踏まえ、関係通達等において所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和 5 年 4 月

施行：公布の日